

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678  
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

### 契約書の在庫用紙と消費税の区分記載

Q：9年4月から地方消費税が導入されますが、当社には、「消費税 円」と印刷された請負契約書の在庫がたくさんあります。この在庫用紙を使う場合には、「消費税等」と修正しなければならないのでしょうか。

A：当面の間は、「消費税」と印刷されたものについて、「等」を書き加えることなくそのまま使用しても、認められます。

#### 【解説】

消費税率引き上げと地方消費税導入に伴う印紙税通達の改正がありました。それによると、例えば「請負金額1,000万円 消費税及び地方消費税50万円」、あるいは「消費税及び地方消費税」を「消費税等」とした場合には、消費税及び地方消費税が区分記載されているものとして、1,000万円が印紙税上の記載金額になります。

ただし、通達公表前に既に「消費税 円」と印刷された請負契約書等を大量に作成しているような場合については、当面そのまま使用することも認められることになります。

また、請負契約書等をコンピュータで作成している場合も、「消費税 円」から「消費税及び地方消費税 円」等と変更するプログラムの修正が必要ですが、プログラムの修正が間に合わないケース等も考えられるため、当面は税率5%が適用される取引に係る請負契約書等について旧プログラムにより作成することも認められるようです。

いずれの場合も、税率(3%)の表示があれば、税率の修正だけはしておきましょう。

